さいたま市告示第1641号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者について、同条第2項の規定により指定したので下記のとおり告示する。

令和7年10月24日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 指定納付受託者

		名称	住所
(1)	株式会社	押田謙文堂	埼玉県さいたま市大宮区宮町一丁目18番地
(2)	株式会社	紀伊國屋書店	東京都新宿区新宿三丁目17番7号
(3)	株式会社	須原屋	埼玉県さいたま市浦和区仲町二丁目3番20号
(4)	有限会社	さきたま書店	埼玉県さいたま市大宮区大成町三丁目545番地

2 指定をした日

令和7年10月22日

- 3 指定納付受託者が納付事務の委託を受けることができる期間 令和7年10月24日から令和8年3月31日まで
- 4 納付事務に係る歳入等
- (1) 物品壳払収入
- 5 連絡先
 - (1) 担当 さいたま市役所市民局市民生活部市民生活安全課総務係
 - (2) 電話 048 (829) 1214